

請求代表者

A 様

請求人外 28 名

南伊豆地域清掃施設組合

監査委員 鈴木 邦明

監査委員 高柳 孝博

南伊豆地域清掃施設組合職員措置請求について（通知）

令和6年2月8日付けでなされた南伊豆地域清掃施設組合職員措置請求（以下「本件請求」という。）について審査した結果、下記のとおり却下することと決定したので通知します。

記

1 本件請求の要旨

請求人の本件請求の要旨は、次のとおりである。

- ① 南伊豆地域清掃施設組合には下田市の公の施設である市営じん芥処理場の管理運営にかかわる権限はなく、同組合が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設予定地として下田市営じん芥処理場とする決定及び下田市の都市計画事業にかかわる事務事業を進めることは無効である。
- ② 2023年12月27日に可決された施設建設事業にかかわる事業者選定アドバイザー業務委託及び都市計画決定支援業務委託に係る補正予算は、用地の取得・権原を有することはできない状況の下で施設建設に係わる事務事業費を執行することは違法不当であり、地方自治法・民法並びに南伊豆地域清掃施設組合同規約に抵触するものである。
- ③ 都市計画決定支援業務委託は、組合同規約にない事務事業を執行しようとするものであり、違法・不当である。
- ④ 事業者選定アドバイザー業務委託及び都市計画決定支援業務委託にかかわる予算の執行の停止、公金の支出の差し止めと管理者松木下田市長の責任を明確にすること。

2 判断理由

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する住民監査請求は、職員等の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としているところであるが、請求人は、本件請求の監査対象事項を南伊豆地域清掃施設組合が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設予定地として下田市営じん芥処理場とす

る決定並びにそれに伴う都市計画決定支援業務委託及び事業者選定アドバイザー業務委託に係る予算の執行の停止についてとしている。

南伊豆地域清掃施設組合が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設予定地として下田市営じん芥処理場とする決定については、1市3町の政策決定及び行政上の事務手続きの問題であり、また、都市計画決定支援業務委託並びに事業者選定アドバイザー業務委託に係る予算の執行については、補正予算が可決されたものの、公金の支出には至っていない。よって、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為とは認められず、法第242条第1項にいうところの違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実には該当しない。

以上のことから、請求人が監査対象事項としている南伊豆地域清掃施設組合が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設等の建設予定地として下田市営じん芥処理場とする決定並びにそれに伴う都市計画決定支援業務委託及び事業者選定アドバイザー業務委託に係る予算の執行の停止については、住民監査請求の対象とならないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないため、本請求は却下するものである。